

ICT 教育 うえのはら

～上野原の GIGA スクール～

No.8 令和3年7月

上野原市教育委員会学校教育課 Tel 62-3408

1人1台パソコンの持ち帰り試行がスタート

パソコンの持ち帰りについて

保護者の皆さま、先日はパソコンの持ち帰りについて同意書を提出していただきありがとうございました。7月7日の上野原小学校を皮切りに、市内小・中学校で1人1台パソコンの家庭持ち帰りが始まっています。今回は持ち帰りの試行で

- 1)パソコンを、家庭のWi-Fi環境に接続すること
- 2)児童生徒がパソコンにログインできること
- 3)オンラインでアンケートに回答できること

を目標としています。この試行から、家庭への持ち帰りについての課題を把握し、2学期からの本格的な持ち帰りによる家庭学習でのパソコン活用を進めていきます。



持ち帰り(試行)の予定

上野原西小学校	7月9日～7月12日
島田小学校	7月9日～7月12日、7月14日～16日
上野原小学校	7月7日～7月12日
秋山小学校	7月9日～7月12日
上野原西中学校	7月12日～7月13日(1・2年)、7月14日～15日(3年)
上野原中学校	7月16日～7月19日
秋山中学校	7月12日～7月14日

今回の持ち帰りの試行にあたって、ご家庭でのWi-Fi接続と動作確認についてご協力くださいますようお願いいたします。

持ち帰るパソコン



(裏面へ続きます。)

補助・貸与要綱の整備について

1人1台パソコンを家に持ち帰り、学習に活用していただくために本市では通信環境整備に関する補助や情報通信機器の貸与制度、通信費の補助制度を整備しておりますのでご紹介します。

【学習用情報通信環境整備費補助金交付要綱】

補助対象者と補助金額

- 1) 市内小中学校に在学する児童生徒の保護者
- 2) 令和3年1月1日以降に、次の契約をした場合
 - ・インターネットの高速回線を新規契約した場合
 - ・現在使用しているインターネット低速回線を高速回線に変更した場合
- 3) 補助金の上限は10,000円(就学援助家庭は20,000円)



補助対象経費

自宅において児童生徒がオンライン学習教材を使用するために、インターネット環境を整備する際の初期費用(通信機器購入費、加入金、解約金、手数料及び工事費等)が対象です。テザリング利用目的の携帯電話等購入費は対象となりません。

【学習用情報通信機器貸与実施要綱】

貸与対象者と貸与機器

- 1) 市内小中学校に在学する児童生徒の保護者でWi-Fi環境がない家庭
- 2) 下記条件によって以下のいずれかの機器を貸与します。
 - ①通信環境が全くない場合
Wi-Fiモバイルルーター
※機器の貸与のみを行います。
プロバイダ契約はご家庭でお願いします。
 - ②有線でのインターネット接続環境のみがある場合
Wi-Fiアクセスポイント



【学習用情報通信費補助金交付要綱】

補助対象者と補助金額

- 1) 市内小中学校に在学する就学援助世帯における児童生徒の保護者
- 2) 家庭学習に利用する高速回線にかかる通信費用を補助します。
- 3) 補助金額の上限は月1,000円

※補助金の交付決定は年度末に行います。必要書類を取っておくようお願いいたします。

◎小中学校在学中のお子様の家庭向けの案内を6月に配布しております。補助対象となるか等不明な点がある方は、契約される前に上野原市教育委員会学校教育課学校教育担当 (TEL0554-62-3408)までご相談ください。